

次のとおり、制限付一般競争入札を（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年4月24日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 北海道栽培漁業伊達センターポンプ棟新設工事
- (2) 工事の場所 北海道伊達市
- (3) 工事の期間 令和8年6月1日から令和9年2月10日まで
- (4) 工事の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は

(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「建設工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付けされていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 胆振総合振興局、石狩振興局及び後志総合振興局管内に主たる営業所（建設業

許可申請書別記様式第一号又は別紙二（２）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（２））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 過去15年間（平成23年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

(ア) 発注者 国・地方公共団体等、建設業法施行令第27条の13に規定する公共法人及び建設業法施行規則第18条に定める法人

(イ) 請負金額 1億円以上

(ウ) 種類 新築

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格を有する者を工事に専任で配置できること。なお、本工事は建設業法第26条第3項各号の規定の適用を受ける監理技術者等及び同法第26条の5第1項の規定の適用を受ける監理技術者等の配置は認めない。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

○受託者 株式会社アルファ水工コンサルタンツ

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、シ及びスにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
 - b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体は、北海道における建築工事の競争入札参加資格がA等級に格付されており、かつ、(1)のイ及びロの要件を満たしていること。
- イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからケまで、サ及びシの要件をすべて満たしていること。また、(1)のクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。
- オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- カ 構成員の組合せは、北海道における建築工事の競争入札参加資格の格付がA等級以上に属する者で同一等級若しくは直近等級との組合せであること。
- キ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- ク 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

(1) 申請書

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)のイからエの書類を添付して提出しなければならない。

(2) 添付書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似工事施工実績調書

ウ 類似工事施工実績を証明する書面(工事实績証明書又はこれに代わる書面(契約書等の写し)。共同企業体での実績の場合は、共同企業体協定書及び経常建設共同企業体付属協定書の写し。)

エ 特定関係調書(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。)

オ 契約締結予定日において有効な経営事項審査結果(総合評定値通知書)の写し(有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し)

カ 応募要件確認表

(3) 提出期間等

(ア) 提出期間

令和8年4月24日(金)から令和8年5月8日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。

(イ) 提出場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階
北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

(ウ) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年5月12日(火)までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)は、その理由について、令和8年5月14日(木)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階

北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課
電話番号 011-204-5468 内線28-922

7 入札書の提出方法等

(1) 入札場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階
水産林務部2号会議室

(2) 入札日時

令和8年5月25日（月）10時00分

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下、「内訳書」という。）を同封し、封筒に「北海道栽培漁業伊達センターポンプ棟新設工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

(3) 初度の入札書提出時に内訳書を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供するこ

と。ただし、財務規則第171条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

9 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和8年4月24日（金）午前9時から令和8年5月8日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「成長産業課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gid/nyuusatsukekka.html>」

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認める。ただし、電子メールまたはファクシミリによるものは受け付けない。

なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する

措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合、落札者は、電子契約に承諾したものとみなす。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
(2) 最低制限価格 設定している。

15 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

- (1) 設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧ができる。

ア 閲覧期間

令和8年4月24日(金)から令和8年5月8日(金)まで。

イ 公開場所

「成長産業課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gid/nyuusatsukekka.html>」

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和8年4月24日(金)から令和8年5月8日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所

郵便番号060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎11階

北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年4月24日(金)から令和8年5月20日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和8年4月24日(金)から令和8年5月20日(水)まで。

イ 閲覧場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海水産林務部森林海洋環境局成長産業課
ウ インターネットによる閲覧
「成長産業課ホームページ
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gid/nyuusatsukekka.html>」

16 支払条件

- (1) 前金払
契約金額の4割に相当する額以内とする。
- (2) 中間前金払
契約金額の2割に相当する額以内とする。
なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。
- (3) 部分払
1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

17 再苦情の申立て

- (1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日（日曜日、土曜日及び休日を除く）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。
なお、書面は持参又は送付により提出すること。
- (2) 書面の提出先及び再苦情の申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎1階
北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

18 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し
落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課
(電話011-204-5468 内線28-922)

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(11) 公告の内容に関し不明な点は、北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課（電話番号011-204-5468 内線28-922）に照会すること。